

西米良村公設光ファイバ及び関連設備の民間譲渡移行事業者選考会実施要領

1. 目的

西米良村では、住民の利便性向上と地域情報の発信基盤として、ケーブルテレビ事業を運営してきました。平成24年度には、総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」を活用して村内全域に光ファイバ網を整備し、地上デジタル放送の再送信、IP告知放送、インターネット接続サービスの提供などを通じて、難視聴地域の解消や情報格差の是正、生活利便性の向上に大きく貢献してきました。

しかし、整備から13年が経過し、設備の老朽化や人材確保の困難、維持管理コストの増加など、村単独での継続運営が困難となってきました。こうした状況を踏まえ、今後も持続的かつ安定的なサービスを提供するため、公設設備の民間譲渡とケーブルテレビ事業の民間移行を実施し、優れた技術力と経営力を有する事業者の選考を行います。

なお、選考された事業者の提案に基づき、老朽化した一部設備については、本村と協議の上、必要に応じて更新を行った上で譲渡を実施し、より安定した通信サービスの継続と地域情報基盤の確保を図ります。

2. 事業概要

(1) 事業名

西米良村公設光ファイバ及び関連設備の民間譲渡移行事業

(2) 事業内容

「西米良村公設光ファイバ及び関連設備の民間譲渡移行事業者選考会仕様書」のとおり

(3) 移行期間

令和8年4月1日より令和9年3月31日まで譲渡移行期間とし、IRU契約でインターネット及びケーブルテレビ事業の運営を行うこと。令和9年4月1日より完全民間移行とする。

(4) 事業実施場所

宮崎県児湯郡西米良村の全域

(5) 経費限度額

村が支払う経費の上限額は、190,000千円とする。（消費税及び地方消費税含む。）なお、当該経費限度額は企画提案のために設定した参考金額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3. 参加資格要件

本選考会に参加しようとする者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 提案者又はその役員が、西米良村暴力団排除条例（平成23年9月13日条例第9号）に規

定する暴力団、暴力団員等ではないこと、並びに暴力団経営支配法人ではないこと。また、提案者又はその役員が、暴力団、暴力団員等並びに暴力団経営者支配法人等と密接した関係を有しないこと。

- (4) 参加申出書の提出締切日において西米良村の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 電気通信事業法（昭和59 年法律第86 号）第 9 条、第10条に規定する登録電気通信事業者であること。
- (6) 公設公営または公設民営からの光ファイバ及び関連設備の譲渡実績があること。
- (7) 本村と同規模、同事業（光ファイバ運用、OLT運用、CATV設備運用、自主番組制作、インターネット接続サービス、告知放送サービス等の提供）の実績があること。
- (8) 本村内に事業所を開設し、従業員を地元から積極的に採用が可能なこと。
- (9) 総務書「高度無線環境整備推進事業」または「ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業」の活用実績があること。

4. 実施スケジュール ※事務の都合上、日程を変更する場合がある。

番号	項 目	提出様式	提出期限等
(1)	質問	第 1 号	令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時まで
	回答	－	令和 7 年 6 月 25 日（水）
(2)	選考会参加申請	第 2 号 第 3 号 第 4 号 第 5 号	令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時まで
	資格審査	－	令和 7 年 6 月 30 日（月）
	結果通知	－	令和 7 年 7 月 1 日（火）
(3)	提案辞退	第 7 号	令和 7 年 7 月 4 日（金）
(4)	企画提案書提出	第 6 号	令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 5 時まで
(5)	プレゼンテーション	－	令和 7 年 7 月 9 日（水）
(6)	審査結果通知	－	令和 7 年 7 月 11 日（金）

5. 提出書類及び提出方法

提出書類は以下のとおり、各様式に従い期限内に必要な書類を事務局へ提出すること。

(1) 質問

- ① 提出期限 令和 7 年 6 月23日（月）午後 5 時まで
- ② 提出書類 質疑書 様式第 1 号
- ③ 提出方法 質疑書は電子メールにて送信すること。
電子メールの件名は「西米良村民間譲渡移行事業に関する質問」とする。
- ④ 質問の回答 令和 7 年 6 月25日（水）までにメールにて回答する。

(2) 選考会参加申請

- ① 提出期限 令和 7 年 6 月27日（金）午後 5 時必着 ※ただし、土・日・祝日を除く。
- ② 提出書類 ・選考会参加申請書 様式第 2 号

- ・参加資格要件確認書 様式第3号
- ・光ブロードバンド提供実績表 様式第4号
- ・会社概要書 様式第5号
- ※共同企業体にあつては、構成員ごとに作成すること。
- ・登録電気通信事業者であることを証明する書類（写し）

- ③ 提出方法 郵送・持参 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とする
- ④ 結果通知 選考会参加資格の審査結果は、令和7年7月1日（火）までに提出者に電子メール及び文書で通知する。（予定）

(3) 提案辞退（選考会参加申請書提出後）

- ① 提出期限 令和7年7月4日（金）午後5時まで ※ただし、土・日・祝日を除く。
- ・辞退届出書 様式第7号
- ② 提出方法 郵送・持参 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とする

(4) 企画提案

- ① 提出期限 令和7年7月7日（月）午後5時まで ※ただし、土・日・祝日を除く。
- ② 提出書類 ・企画提案書提出届書 様式第6号
- ・企画提案書 任意様式 ※「仕様書」に基づき提案すること。
- ③ 提出方法 郵送・持参 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とする
- ④ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）
- 電子ファイル（PDF形式）を格納したCD-R 1枚

(5) 本審査（プレゼンテーション）

本村が設置する西米良村公設光ファイバ及び関連設備の民間譲渡移行事業者選定審査会（以下「審査会」という。）の委員に対する提案説明（30分以内）及び審査委員から質疑応答（15分程度）のためのプレゼンテーションを行う。提案説明は3人以内で実施すること。

- ① 実施日時 令和7年7月9日（水） 予定
- ※順番の都合上、具体的な時間等は後日通知します。
- ② 会 場 西米良村役場内
- ③ そ の 他 説明において、プロジェクト及びスクリーンは本村が用意したものを使用できるが、その他の機器類は説明者が準備すること。ただし、本村が用意したプロジェクトとその他の機器類の互換性は保証しない。
- プレゼンテーションに必要なパソコンは提案者で用意すること。

(6) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、決定後に村ホームページで公表し、提案者に文書で通知する。
- ② 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(7) 失格条項

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要領に違反した場合
- ③ 公正を欠いた行為があったとして審査会が認めた場合
- ④ 提出書類に不備、錯誤があり、審査会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内

に提出されなかった場合

- ⑤ 正当な理由なくプレゼンテーションに応じなかった場合
- ⑥ 告示日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

6. 審査方法、審査項目及び配点

(1) 審査方法

審査会の委員が評価基準に沿ってそれぞれ審査する。審査の結果、評価点の合計が最も高い提案をした者を優先交渉権者とする。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉する。

(2) 評価基準及び配点

大項目	小項目	配点
1. 会社概要	① ブロードバンド提供実績 ② ケーブルテレビ提供実績 ③ IP 告知システム運用実績	10
2. 提案に関する基本方針	① 基本的な考え方、取組方針 ② 民間移行スケジュール ③ 運用における自治体負担額	10
3. サービス内容	① 光ブロードバンドサービス ② ケーブルテレビサービス ③ オプションサービス ④ セキュリティ対策 ⑤ 企業向けサービス ⑥ モバイルサービス	30
4. 利用者サポート	① 利用者サポート体制 ② 故障時のサポート体制 ③ 加入促進策	25
5. 設備の信頼性	① 上位回線冗長化 ② ネットワークのセキュリティ	20
6. 保守体制・災害復旧能力	① 設備の維持・保守体制 ② 災害発生時の対応	20
7. 設備更新方針	① 設備更改の基本方針 ② 設備更改スケジュール ③ 自治体負担額	25
8. 将来性・拡張性	① 将来の情報通信技術革新への対応や取組 ② 光ブロードバンドを利用した地域活性化策等	10
合 計		150

7. 留意事項

- (1) 本選考会に係る一切の費用は参加者の負担とする。

- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複写することがある。
- (5) 本選考会は優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

8. 事務局問合せ先

〒881-1411 宮崎県児湯郡西米良村大字村所15

西米良村役場むら創生課 担当：黒木

TEL.0983-36-1111 FAX.0983-36-1207

sousei@vill.nishimera.lg.jp